

別冊参考資料

(西松浦地区合併協議会)

- ・ 交通関係事業の取扱い ...P 1
- ・ 使用料、手数料の取扱い ...P 5
- ・ 指定金融機関の取扱い ...P 9
- ・ 地方税の取扱い ...P10
- ・ 農林事業の取扱い ...P19
- ・ 建設関係事業の取扱い ...P25

協議第 8 3 号「交通関係事業の取扱い」の参考資料

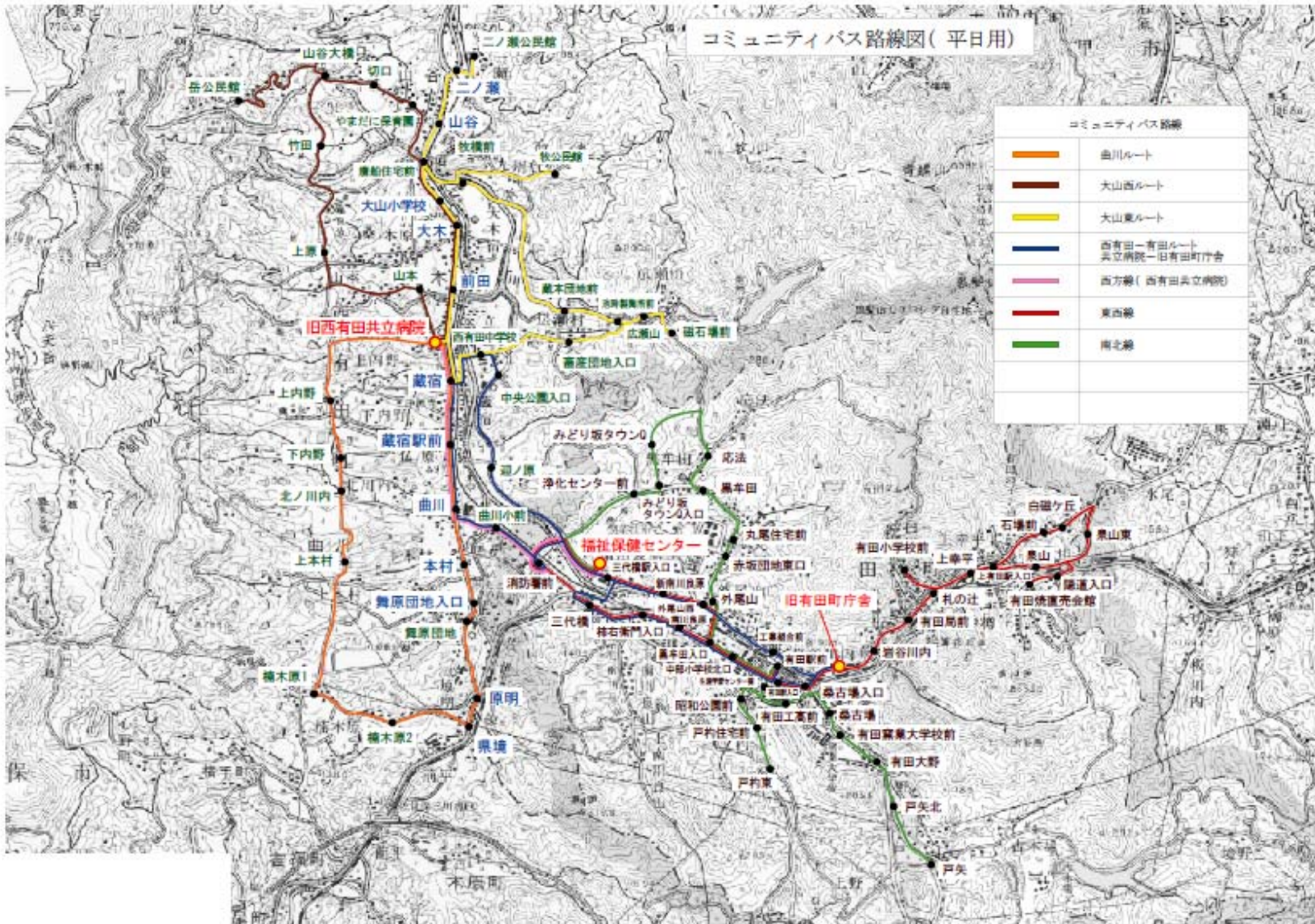
事務事業一元化調査票

[企画] 部会 [企画] 分科会

大項目	運輸	中項目	公共交通機関等の利用状況	小項目	バスの利用状況																																																																																						
詳細項目(事業名)	コミュニティバス運行事業					160																																																																																					
有田町																																																																																											
<p>平成12年4月1日の総合福祉保健センターの開設に伴い有田町内を巡回するコミュニティバスを西肥バスに運行委託。観光客をはじめ、福祉保健センタ - 利用者、地域住民の足の確保として平成12年6月1日から運行開始。</p> <p>《平成15年度事業概要》</p>																																																																																											
現 況	●運行概要			料金																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平日</th> <th>土・日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td> <td colspan="2">平成15年4月1日～平成16年3月31日</td> </tr> <tr> <td>走行キロ数</td> <td>195.2km/日</td> <td>143.2km/日</td> </tr> <tr> <td>運行系統</td> <td>2系統</td> <td>3系統</td> </tr> <tr> <td>運行回数</td> <td>11回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>運行時間帯</td> <td>7:29～18:37</td> <td>9:00～17:30</td> </tr> <tr> <td>車両の種類</td> <td colspan="2">中型車(55人乗り、前乗降)</td> </tr> <tr> <td>運行台数</td> <td colspan="2">1台</td> </tr> <tr> <td>運休日</td> <td colspan="2"> ・有田陶器市期間中(4月28日～5月6日) ・有田皿山まつり(10月17日) ・年末年始(12月29日～1月3日) 上記を除く毎日運行 </td> </tr> </tbody> </table>				平日	土・日・祝日	実施期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日		走行キロ数	195.2km/日	143.2km/日	運行系統	2系統	3系統	運行回数	11回	15回	運行時間帯	7:29～18:37	9:00～17:30	車両の種類	中型車(55人乗り、前乗降)		運行台数	1台		運休日	・有田陶器市期間中(4月28日～5月6日) ・有田皿山まつり(10月17日) ・年末年始(12月29日～1月3日) 上記を除く毎日運行		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人 (中学生以上)</th> <th>小人 (小学生)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運賃(1回あたり)</td> <td>150円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>回数券(11枚つづり)</td> <td>1,500円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>年間フリーパス</td> <td>7,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>半年フリーパス(上・下期)</td> <td colspan="2">各4,000円</td> </tr> </tbody> </table>				大人 (中学生以上)	小人 (小学生)	運賃(1回あたり)	150円	80円	回数券(11枚つづり)	1,500円	800円	年間フリーパス	7,000円	3,500円	半年フリーパス(上・下期)	各4,000円																																												
	平日	土・日・祝日																																																																																									
実施期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日																																																																																										
走行キロ数	195.2km/日	143.2km/日																																																																																									
運行系統	2系統	3系統																																																																																									
運行回数	11回	15回																																																																																									
運行時間帯	7:29～18:37	9:00～17:30																																																																																									
車両の種類	中型車(55人乗り、前乗降)																																																																																										
運行台数	1台																																																																																										
運休日	・有田陶器市期間中(4月28日～5月6日) ・有田皿山まつり(10月17日) ・年末年始(12月29日～1月3日) 上記を除く毎日運行																																																																																										
	大人 (中学生以上)	小人 (小学生)																																																																																									
運賃(1回あたり)	150円	80円																																																																																									
回数券(11枚つづり)	1,500円	800円																																																																																									
年間フリーパス	7,000円	3,500円																																																																																									
半年フリーパス(上・下期)	各4,000円																																																																																										
●利用実績				・利用者数 : 77,423人(一日平均222人) 平日 : 62,808人(一日平均263人) 土日祝日 : 14,615人(一日平均133人) ・フリーパス販売数 : 341枚																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用者数(人)</th> <th rowspan="2">フリーパス等 販売額(円)</th> <th rowspan="2">現金乗車 (円)</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土日祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>6,204</td><td>4,952</td><td>1,252</td><td>864,500</td><td>210,256</td></tr> <tr><td>5月</td><td>5,679</td><td>4,686</td><td>993</td><td>58,000</td><td>172,236</td></tr> <tr><td>6月</td><td>6,769</td><td>5,381</td><td>1,388</td><td>24,500</td><td>196,330</td></tr> <tr><td>7月</td><td>6,788</td><td>5,413</td><td>1,375</td><td>26,000</td><td>205,327</td></tr> <tr><td>8月</td><td>6,669</td><td>5,299</td><td>1,370</td><td>14,000</td><td>230,075</td></tr> <tr><td>9月</td><td>7,190</td><td>5,555</td><td>1,635</td><td>31,500</td><td>223,595</td></tr> <tr><td>10月</td><td>7,069</td><td>5,643</td><td>1,426</td><td>45,100</td><td>199,221</td></tr> <tr><td>11月</td><td>6,617</td><td>4,781</td><td>1,836</td><td>7,500</td><td>227,359</td></tr> <tr><td>12月</td><td>6,688</td><td>5,510</td><td>1,178</td><td>1,500</td><td>178,148</td></tr> <tr><td>1月</td><td>4,988</td><td>4,051</td><td>937</td><td>6,000</td><td>135,353</td></tr> <tr><td>2月</td><td>5,873</td><td>5,301</td><td>572</td><td>3,000</td><td>147,765</td></tr> <tr><td>3月</td><td>6,889</td><td>6,236</td><td>653</td><td>605,000</td><td>181,566</td></tr> <tr><td>計</td><td>77,423</td><td>62,808</td><td>14,615</td><td>1,686,600</td><td>2,307,231</td></tr> </tbody> </table>					利用者数(人)		フリーパス等 販売額(円)	現金乗車 (円)	平日	土日祝日	4月	6,204	4,952	1,252	864,500	210,256	5月	5,679	4,686	993	58,000	172,236	6月	6,769	5,381	1,388	24,500	196,330	7月	6,788	5,413	1,375	26,000	205,327	8月	6,669	5,299	1,370	14,000	230,075	9月	7,190	5,555	1,635	31,500	223,595	10月	7,069	5,643	1,426	45,100	199,221	11月	6,617	4,781	1,836	7,500	227,359	12月	6,688	5,510	1,178	1,500	178,148	1月	4,988	4,051	937	6,000	135,353	2月	5,873	5,301	572	3,000	147,765	3月	6,889	6,236	653	605,000	181,566	計	77,423	62,808	14,615	1,686,600	2,307,231			
	利用者数(人)		フリーパス等 販売額(円)		現金乗車 (円)																																																																																						
	平日	土日祝日																																																																																									
4月	6,204	4,952	1,252	864,500	210,256																																																																																						
5月	5,679	4,686	993	58,000	172,236																																																																																						
6月	6,769	5,381	1,388	24,500	196,330																																																																																						
7月	6,788	5,413	1,375	26,000	205,327																																																																																						
8月	6,669	5,299	1,370	14,000	230,075																																																																																						
9月	7,190	5,555	1,635	31,500	223,595																																																																																						
10月	7,069	5,643	1,426	45,100	199,221																																																																																						
11月	6,617	4,781	1,836	7,500	227,359																																																																																						
12月	6,688	5,510	1,178	1,500	178,148																																																																																						
1月	4,988	4,051	937	6,000	135,353																																																																																						
2月	5,873	5,301	572	3,000	147,765																																																																																						
3月	6,889	6,236	653	605,000	181,566																																																																																						
計	77,423	62,808	14,615	1,686,600	2,307,231																																																																																						

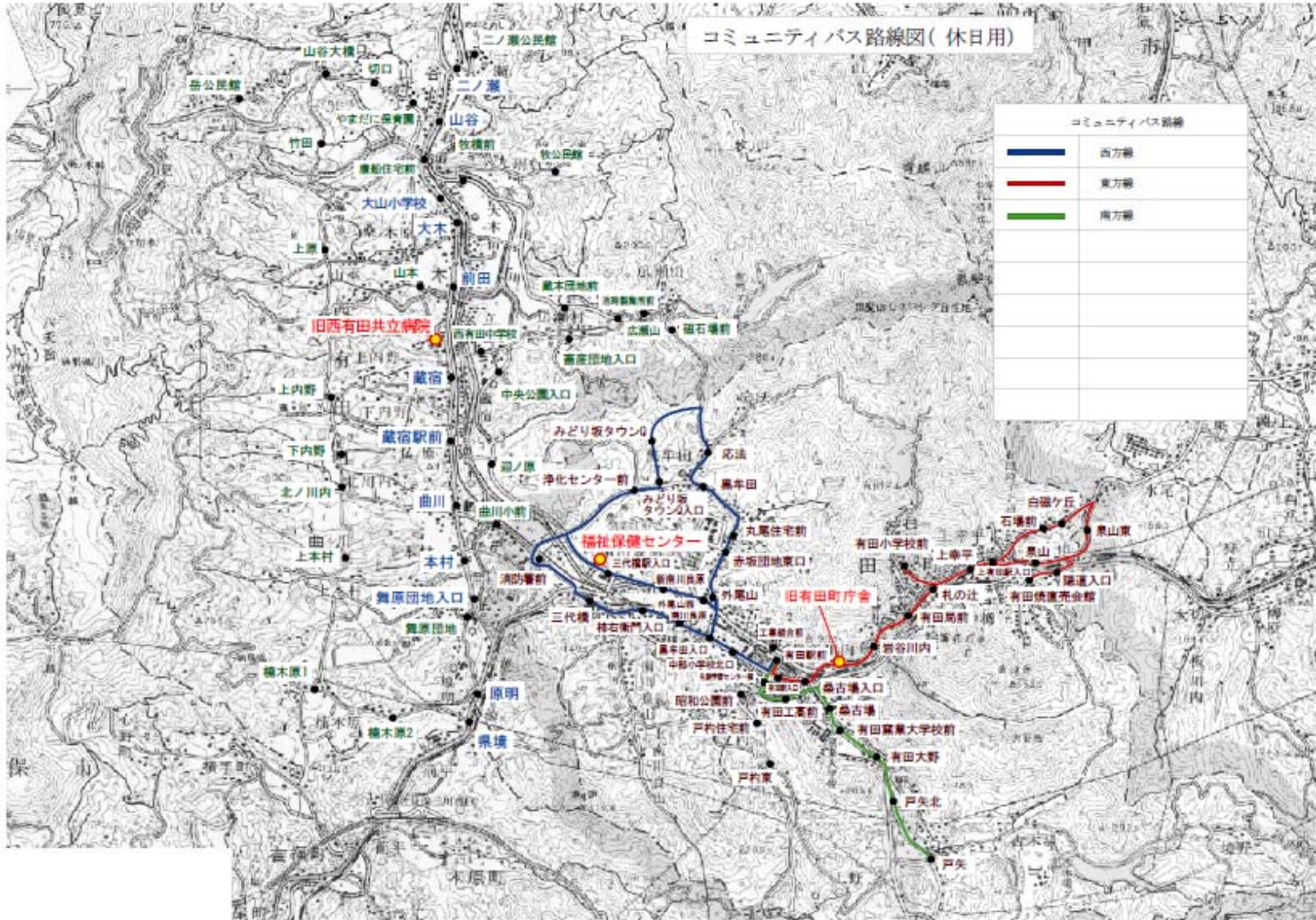
現況	<p>《平成15年度利用実績》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行事業実費 : 18,173千円 ・運賃収入(事業所収入) : 3,993千円 ・運行業務委託料(町支出分) : 14,180千円 <p>《平成16年度利用見込み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行事業実費見込み : 15,000千円 ・運賃収入見込み(事業所収入) : 4,364千円 ・運行業務委託料見込み(町支出分) : 10,636千円 <p style="text-align: center;">運賃収入は13から15年度実績より推計</p>
課題・問題点	有田町のみ実施している。
調整内容	<p>・コミュニティバス運行事業は、合併までに住民の利便性の均衡を図るよう事業内容の調整を行い、新町での運行を目標とする。</p> <p>(具体的対応策)</p> <p>コミュニティバス運行事業は、現在の有田町の利用実績を考慮し、新町において福祉充実の事業として捉える。 また、新町の健全財政を踏まえ、費用対効果の検証を行うとともに、委託方法、ルート及び運賃等を調整し、合併時の運行を目指す。</p>
具体的調整内容	<p>・コミュニティバス運行事業は、新町全域での運行とする。</p> <p>(調整方針)</p> <p>現在の有田町のコミュニティバスは、合併後も現行のとおり運行し、新町全域での運行開始は、平成18年5月を目指す。 バス2台での運行とし(有田地区、西有田地区)、両地区間の乗り入れを行う。(ルートは、別紙参照) 1回乗車あたりの運賃は、現在の有田町コミュニティバスの運賃と同額(大人150円/1回、子供80円/1回)とし、フリーパス券や1日乗車券を設ける。 なお、合併後、コミュニティバス検討会(仮称)を設置し、引き続き費用対効果等の検証を実施する。</p> <p>関係機関(九州運輸局、公安委員会等)との協議に時間を要す。</p>

コミュニティバス路線図(平日用)



コミュニティバス路線	
	山ノ瀬ルート
	大山西ルート
	大山東ルート
	西有田-有田ルート 公立病院-旧有田町庁舎
	西有田線(西有田公立病院)
	東西線
	南北線

コミュニティバス路線図(休日用)



コミュニティバス路線	
■	西方線
■	東方線
■	南方線

協議第84号「使用料・手数料の取扱い」の参考資料

調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務関係手数料は、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併までに調整し、新町において定める。 ・施設使用料は、施設の内容、建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時には現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、適正な料金のあり方等については、新町において検討する。 ・占用料は、合併までに調整し、新町において定める。
具体的調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務関係手数料は、次のとおりとする。 ・各施設における施設使用料は、現行のとおりとし、加算規定及び減免規定は、次のとおりとする。 ・公民館の体育用具等貸出料は、西有田町の例による。 ・道路、公有水面及び法定外公共物の占用料は、道路法基準と同種同額とする。 産物採取料は、廃止する。 <p>(調整方針) 体育用具等の貸出しについては、貸与期間(3日間)や破損の場合の修理・弁償等の規定を設ける。</p>

1. 税関係証明発行手数料・閲覧料

(単位:円/1件あたり)

	有田町	西有田町	新町
所得証明	200	200	200
納税証明	200	200	200
課税証明	200	200	200
評価証明	200	200	200
資産証明	200	200	200
家屋証明	200	200	200
台帳閲覧	200	200	200
字図閲覧	200	200	200
名寄閲覧	200	200	200
住宅用家屋証明料	1,300	1,300	1,300
その他税証明	200	200	200
一括請求の場合の加算料金	50	—	廃止
臨時運行ナンバー	750	有田町で取扱	750

2. 住民窓口手数料

(単位:円/1件あたり)

	有田町	西有田町	新町
戸籍謄抄本	450	450	450
除籍謄抄本・改製原戸籍	750	750	750
戸籍記載事項証明	350	350	350
戸籍の附票	200	200	200
届出等受理証明	350	350	350
住民票(謄本)	200	300	300
〃(抄本)(除票)	200	200	300
住民票広域交付(謄本)	300	300	300
〃(抄本)	300	200	300
住民票記載事項証明	200	200	200
身分証明	200	200	200
住基カード交付	500	500	500
印鑑登録証明	200	200	300
印鑑登録証の再交付	500	500	500
認可地縁団体証明	—	200	200
諸証明	200	200	200
住民票の閲覧	200	200	200
住所表示(字名変更)証明			無料

3. 体育施設

町立学校体育館
有田町文化体育館
西有田町民体育センター
赤坂体育館
泉山体育館
ひらき球場
西有田中央公園グラウンド
円山運動広場

有田赤坂球場
西有田中学校夜間照明施設
有田武道場(武徳殿)
泉山弓道場
白磁ヶ丘相撲場
円山テニスコート
白磁ヶ丘テニスコート
西有田中央公園テニスコート
西有田中学校テニスコート

○減免条項

- ・町及び教育委員会が主催する行事(100%減)
- ・町内学校主催の教育的行事(100%減)
- ・町体育協会が主催する行事(100%減)
- ・町長及び教育委員会が特に必要と認めた場合(100%又は50%減)

○加算条項

- ・営業、宣伝等に使用で入場料を徴収しない場合(使用料の110%)
- ・体育、文化の催物に使用で入場料を徴収する場合(最高入場料に50を乗じた額)
- ・その他の使用で入場料を徴収する場合(最高入場料に100を乗じた額)

4. 文化施設

有田町公民館
西有田町公民館
有田町勤労青少年ホーム
有田町生涯学習センター
焱の博記念堂
有田陶磁美術館
有田町歴史民俗資料館
西有田町歴史民俗資料館

○減免条項

- ・町及び教育委員会が主催する行事(100%減)
- ・町内学校主催の教育的行事(100%減)
- ・町文化協会が主催する行事(100%減)
- ・町長及び教育委員会が特に必要と認めた場合(100%又は50%減)
(以下美術館及び資料館のみ適用)
- ・美術館(または資料館)に資料を寄贈(寄託)している者。また、美術館(または資料館)が行う展示会等に資料を出品している者。

○加算条項

- ・詐欺その他不正行為により、使用料を免れた者については、免れた金額の5倍に相当する額(50,000円を超えない場合は50,000円とする。)以下の過料を科す。

(以下焱の博記念堂のみ適用)

- ・入場料を徴収しない場合であっても、会費、会場整理費等を収受したと認められる時は、入場料を徴収したものとみなす。
- ・文化ホール・コンベンションホールを、専らリハーサル・練習または準備に使用する場合の使用料は、基本使用料の30%とする。
- ・冷暖房を使用する場合は、使用料の70%を加算する。
- ・控室・楽屋の使用料は文化ホールの使用料に含まれる。
- ・使用時間の超過許可を受けた場合は、1時間につき使用料の30%を加算する。

5. その他施設

西有田町働く婦人の家
国見棚田公園
西有田町林業者等労働安全衛生推進施設(みどりの館)
伝統文化の交流プラザ「有田館」
有田焼体験工房「赤絵座」
有田焼体験工房「ろくろ座」
有田町白川キャンプ場
竜門キャンプ場

○減免条項

- ・町主催、共催の行事(100%減)
- ・町長が特に必要と認める場合(100%又は50%減)

○加算条項

- ・詐欺その他不正行為により、使用料を免れた者については、免れた金額の5倍に相当する額(50,000円を超えない場合は50,000円とする。)以下の過料を科す。

6. 体育用具等貸出料

貸出用具	単位	貸出料(円)
グラウンドゴルフ	1式	500
ニュースポーツ用具	1式	500
運動会用具	1品目	200
テント	1張	500
キャンプ用テント	1張	300
放送用具(携帯用)	1式	1,000
長机	1個	50
折りたたみ椅子	1個	30
丸椅子	1個	20

○減免条項

- ・児童、生徒及び児童、生徒を交えた世代間交流事業に伴うもの。(100%減)

7. 道路占用等

有田町	西有田町	新町
<p>1. 道路占用料</p> <p>電柱 (710円/1年/1本)</p> <p>電話柱 (260円/1年/1本)</p> <p>街灯 (220円/1年/1本)</p> <p>その他柱類 (720円/1年/1本)</p> <p>変圧塔、公衆電話所 (650円/1年/1個)</p> <p>公告塔 (1,440円/1㎡/1年)</p> <p>送電塔 (530円/1㎡/1年)</p> <p>その他線類 (53円/1m/1年) 等</p> <p>2. 公有水面占用料及び産物採取料</p> <p>1) 占用料</p> <p>電柱 (200円/1年/1本)</p> <p>公告塔 (500円/1㎡/1年)</p> <p>通路 (7円/㎡/1月)</p> <p>露店臨時商品置場 (50円/㎡/1月)</p> <p>標識 (140円/1月/1本)</p> <p>2) 産物採取料</p> <p>砂利 (50円/m3)</p> <p>砂及び土 (40円/m3)</p> <p>栗石(径15cm以内) (50円/m3)</p> <p>転石(30m3以内) (10円/個)</p> <p>3. 法定外公共物(里道)(水路)占用料</p> <p>1) 里道</p> <p>町道占用料を適用</p> <p>2) 水路</p> <p>公有水面使用料を適用</p>	<p>1. 道路占用料</p> <p>電柱(第1種 770円/1年/1本)</p> <p>(第2種 1,200円/1年/1本)</p> <p>(第3種 1,600円/1年/1本)</p> <p>電話柱(第1種 690円/1年/1本)</p> <p>(第2種 1,100円/1年/1本)</p> <p>(第3種 1,500円/1年/1本)</p> <p>その他柱類 (53円/1年/1本)</p> <p>変圧塔、公衆電話所 (1,100円/1年/1個)</p> <p>公告塔 (1,100円/1㎡/1年) 等</p> <p>2. 公有水面占用料</p> <p>1) 占用料</p> <p>電柱 (320円/1年/1本)</p> <p>電話柱 (220円/1年/1本)</p> <p>公告塔 (500円/1㎡/1年)</p> <p>資材置場等 (100円/1㎡/1年)</p> <p>3. 法定外公共物(里道)(水路)占用料</p> <p>1) 里道</p> <p>同左</p> <p>2) 水路</p> <p>同左</p>	<p>1. 道路占用料</p> <p>道路法基準と同種同額とする。</p> <p>(例)</p> <p>電柱(第1種 770円/1年/1本)</p> <p>(第2種 1,200円/1年/1本)</p> <p>(第3種 1,600円/1年/1本)</p> <p>電話柱(第1種 690円/1年/1本)</p> <p>(第2種 1,100円/1年/1本)</p> <p>(第3種 1,500円/1年/1本)</p> <p>等</p> <p>2. 公有水面占用料</p> <p>同上</p> <p>産物採取料は、廃止する。</p> <p>3. 法定外公共物(里道)(水路)占用料</p> <p>同上</p>

協議第 8 5 号「指定金融機関について」の参考資料

事務事業一元化調査票

[会計] 部会 [会計] 分科会

大項目	財 政	中項目	指定金融機関等の状況	小項目	指定金融機関	No.	120
詳細項目(事業名)		指定金融機関					
現 況	有田町			西有田町			
	○指定金融機関	佐賀銀行		○指定金融機関	伊万里市農業協同組合		
	○収納代理金融機関	佐賀共栄銀行 長崎銀行 伊万里市農業協同組合 伊万里信用金庫 九州労働金庫 佐賀西信用組合		○指定代理金融機関	佐賀銀行		
課題 ・ 問題点	・指定金融機関が異なる。						
調整 内容							
具体的 調整 内容	・指定金融機関は、佐賀銀行とする。 (調整方針) 指定代理金融機関は置かない。 収納代理金融機関は、現行のとおりとする。						

協議第87号「地方税の取り扱い」の参考資料

1. 参考法令

(1) 地方税法

法人市町村民税

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。
ただし、標準税率を超えて課する場合においても、
100分の14.7を超えることができない。

(個人の市町村民税の納期前の納付)

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によって個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収がある場合においては、この限りでない。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その均衡を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 (省略)

留意事項

市町村の合併後直ちに合併関係市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民にとって均衡を欠くと認められる場合に、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度(平成14年3月の改正で3年度から5年度に延長された)に限って、不均一の課税をすることができる旨を定めたものである。

不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、第6条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」旨を定めたものである。

不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、第6条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」旨を規定している。この「公益上その他の事由」とは、当該課税対象に対し不均一の課税をすることが直接公益を増進し、又は不均一の課税をしないことが直接公益を阻害する場合その他これに準ずる場合を言うものとされている。

しかし、同項の規定では、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確でないことから、本条において、合併年度及びその後の5年間に限り、衡平の原則を保持するためには不均一の課税をすることができることを明確に規定したものである。

不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものであるが、市町村の一体性、住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできるだけ短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないと解される。また、制限税率がある場合には、これを超えて不均一を行うことはできないのは当然である。

事務事業一元化調査票

[税務] 部会 [税務] 分科会

大項目	税務	中項目	町税の状況	小項目	税制の状況
詳細項目(事業名)	個人町民税				139
現 況	区分	有田町		西有田町	
	納税義務者	町内に住所を有する個人：所得割、均等割 町内に事務所、事業所又は、家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者：均等割		同 左	
	賦課期日	1月1日		同 左	
	課税標準 及び税率	均等割：3,000円 所得割：課税所得金額に対して 200万円以下 - - - - - 3% 200万円を超え700万円以下 - - 8% 700万円を超える額 - - - - 10%		同 左	
	非課税範囲				
	1. 町民税を課さない	生活保護法による生活扶助を受けている者。 障害者、未成年者、65歳以上、寡婦又は寡夫で 前年の合計所得金額が125万円以下の者			
	2. 均等割を課さない	均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計 所得金額が下記算式以下の者 (控除対象配偶者 + 扶養親族数 + 1) × 28万円 + 17万6千円 (注) 17万6千円の加算は、控除対象配偶者又 は扶養親族を有する場合 町内に住所を有する夫婦で、均等割の納税 義務を負う夫と生計を一にする妻		同 左	
3. 所得割を課さない	前年の総所得金額等が下記算式以下の者 (控除対象配偶者 + 扶養親族数 + 1) × 35万円 + 35万円 (注) 35万円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合				
申告期限	町民税申告書又は所得税の確定申告書：3月15日 給与支払報告書：1月31日		同 左		

現 況	納 期	特別徴収：（7月10日～翌年6月10日） 普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 <u>8月1日～8月31日</u> 3期 <u>10月1日～10月31日</u> 4期 <u>12月1日～12月25日</u> （納期の特例） 1期 7月 5日～7月31日 2期 8月16日～8月31日 3期 9月16日～9月30日 4期 10月16日～10月31日 5期 11月16日～11月30日 6期 12月16日～12月25日 7期 翌年1月16日～1月31日 8期 翌年2月16日～2月末日	特別徴収： 同 左 普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 <u>9月1日～9月30日</u> 3期 <u>11月1日～11月30日</u> 4期 <u>翌年2月1日～2月末日</u> （納期の特例） 同 左

課題 ・ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・課税内容に問題点なし。 ・納期が異なる。 		
調整 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税の課税内容については、現行のとおりとし、納期については、合併までに調整する。 		
具体的 調整 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税の特別徴収の納期は、現行のとおりとする。 ・個人町民税の普通徴収の納期は、地方税法のとおりとする。また、納期の特例を設け現行のとおりとする。 <p>(調整方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税の特別徴収の納期 - 地方税法第321条の5 ・個人町民税の普通徴収の納期 - 地方税法第320条 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(普通徴収の納期)</p> <p>1期 6月 1日 ~ 6月30日</p> <p>2期 8月 1日 ~ 8月31日</p> <p>3期 10月 1日 ~ 10月31日</p> <p>4期 翌年1月 1日 ~ 1月31日</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(納期の特例)</p> <p>1期 7月 5日 ~ 7月31日</p> <p>2期 8月16日 ~ 8月31日</p> <p>3期 9月16日 ~ 9月30日</p> <p>4期 10月16日 ~ 10月31日</p> <p>5期 11月16日 ~ 11月30日</p> <p>6期 12月16日 ~ 12月25日</p> <p>7期 翌年1月16日 ~ 1月31日</p> <p>8期 翌年2月16日 ~ 2月末日</p> </td> </tr> </table>	<p>(普通徴収の納期)</p> <p>1期 6月 1日 ~ 6月30日</p> <p>2期 8月 1日 ~ 8月31日</p> <p>3期 10月 1日 ~ 10月31日</p> <p>4期 翌年1月 1日 ~ 1月31日</p>	<p>(納期の特例)</p> <p>1期 7月 5日 ~ 7月31日</p> <p>2期 8月16日 ~ 8月31日</p> <p>3期 9月16日 ~ 9月30日</p> <p>4期 10月16日 ~ 10月31日</p> <p>5期 11月16日 ~ 11月30日</p> <p>6期 12月16日 ~ 12月25日</p> <p>7期 翌年1月16日 ~ 1月31日</p> <p>8期 翌年2月16日 ~ 2月末日</p>
<p>(普通徴収の納期)</p> <p>1期 6月 1日 ~ 6月30日</p> <p>2期 8月 1日 ~ 8月31日</p> <p>3期 10月 1日 ~ 10月31日</p> <p>4期 翌年1月 1日 ~ 1月31日</p>	<p>(納期の特例)</p> <p>1期 7月 5日 ~ 7月31日</p> <p>2期 8月16日 ~ 8月31日</p> <p>3期 9月16日 ~ 9月30日</p> <p>4期 10月16日 ~ 10月31日</p> <p>5期 11月16日 ~ 11月30日</p> <p>6期 12月16日 ~ 12月25日</p> <p>7期 翌年1月16日 ~ 1月31日</p> <p>8期 翌年2月16日 ~ 2月末日</p>		

事務事業一元化調査票

(住民) 部会 (税務) 分科会

大項目	税務	中項目	町税の状況	小項目	税制の状況	140
詳細項目(事業名)		法人町民税				

法人町民税

税制についての比較

現
況

区 分	有田町	西有田町
納税義務者	町内に事務所又は事業所を有する法人 町内に、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	左と同じ
課税標準及び税率	法人税割 : 法人税額の14.5% 均等割 : 資本金等の額及び従業員数が ・ 50億円超、50人超 300万円 ・ 10億円超50億円以下、50人超 175万円 ・ 10億円超、50人以下 41万円 ・ 1億円超10億円以下、50人超 40万円 ・ 1億円超10億円以下、50人以下 16万円 ・ 1千万円超1億円以下、50人超 15万円 ・ 1千万円超1億円以下、50人以下 13万円 ・ 1千万円以下、50人超 12万円 ・ 上記以外の法人 5万円	法人税割 : 法人税額の12.3% 左と同じ
申告期限	法人税の申告期限まで	左と同じ
納 期	申告納付	左と同じ

課題 ・ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> 法人税割が異なる 有田町は税率14.5%であるが、西有田町は12.3%である。 																		
調整 内容	<ul style="list-style-type: none"> 法人町民税は、新町における健全財政の確保から、有田町の例による。 ただし、合併する年度及びこれに続く3年度間で段階的に調整する。 (市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定による不均一課税の採用) 																		
具体的 調整 内容	<ul style="list-style-type: none"> 法人町民税の税率調整は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="412 587 927 746"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧有田町</th> <th>旧西有田町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度(現行)</td> <td>14.5%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>14.5%</td> <td>14.5%</td> </tr> </tbody> </table>		旧有田町	旧西有田町	17年度(現行)	14.5%	12.3%	18年度	↓	↓	19年度	↓	13.5%	20年度	↓	↓	21年度	14.5%	14.5%
	旧有田町	旧西有田町																	
17年度(現行)	14.5%	12.3%																	
18年度	↓	↓																	
19年度	↓	13.5%																	
20年度	↓	↓																	
21年度	14.5%	14.5%																	

大項目	税務	中項目	町税の状況	小項目	税制の状況																																
詳細項目(事業名)	固定資産税				141																																
現況	有田町			西有田町																																	
	1.課税客体	土地、家屋、償却資産		1.課税客体	同 左																																
	2.納税義務者	固定資産の所有者		2.納税義務者	同 左																																
	3.賦課期日	1月1日		3.賦課期日	同 左																																
	4.税率及び免税点	課税標準額の1.4%		4.税率及び免税点	同 左																																
		免税点	土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																		
	5.非課税の範囲	地方税法第348条による		5.非課税の範囲	同 左																																
	6.申告期限	償却資産の申告：1月31日		6.申告期限	同 左																																
	7.納期	1期	4月1日～4月30日	7.納期	1期 4月1日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 9月1日～9月30日 4期 12月1日～12月25日																																
	2期	7月1日～7月31日																																			
	3期	9月1日～9月30日																																			
	4期	12月1日～12月25日																																			
8.納期の特例	個人町民税に同じ		8.納期の特例	同 左																																	
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・課税内容に問題点なし。 ・納期が異なる。 																																				
調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の課税内容については、現行のとおりとし、納期については、合併までに調整する。 																																				
具体的調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の納期は、地方税法のとおりとする。また、納期の特例は、現行のとおりとする。 <p>(調整方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の納期 - 地方税法第362条第1項 (納期の特例) <table border="0"> <tr> <td>1期</td> <td>4月1日～4月30日</td> <td>1期</td> <td>7月5日～7月31日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>7月1日～7月31日</td> <td>2期</td> <td>8月16日～8月31日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>12月1日～12月31日</td> <td>3期</td> <td>9月16日～9月30日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>翌年2月1日～2月末日</td> <td>4期</td> <td>10月16日～10月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5期</td> <td>11月16日～11月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6期</td> <td>12月16日～12月25日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7期</td> <td>翌年1月16日～1月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8期</td> <td>翌年2月16日～2月末日</td> </tr> </table>					1期	4月1日～4月30日	1期	7月5日～7月31日	2期	7月1日～7月31日	2期	8月16日～8月31日	3期	12月1日～12月31日	3期	9月16日～9月30日	4期	翌年2月1日～2月末日	4期	10月16日～10月31日			5期	11月16日～11月30日			6期	12月16日～12月25日			7期	翌年1月16日～1月31日			8期	翌年2月16日～2月末日
1期	4月1日～4月30日	1期	7月5日～7月31日																																		
2期	7月1日～7月31日	2期	8月16日～8月31日																																		
3期	12月1日～12月31日	3期	9月16日～9月30日																																		
4期	翌年2月1日～2月末日	4期	10月16日～10月31日																																		
		5期	11月16日～11月30日																																		
		6期	12月16日～12月25日																																		
		7期	翌年1月16日～1月31日																																		
		8期	翌年2月16日～2月末日																																		

事務事業一元化調査票

(住民) 部会 (税務) 分科会

大項目	税務	中項目	町税の状況	小項目	税制の状況																																	
詳細項目(事業名)	軽自動車税				142																																	
現況	課税客体 : 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車 納税義務者 : 軽自動車等の所有者 賦課期日 : 4月1日 (単位:年額 円)																																					
	税率 :	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>種類</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6キロワット以下のもの</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪のもの(側車付のものを含む)</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>3輪のもの</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(乗用:営業用)</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(乗用:自家用)</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(貨物用:営業用)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの(貨物用:自家用)</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>			車種	種類	税額	原動機付自転車	総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6キロワット以下のもの	1,000	2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200	2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600	3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500	軽自動車	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400	3輪のもの	3,100	4輪以上のもの(乗用:営業用)	5,500	4輪以上のもの(乗用:自家用)	7,200	4輪以上のもの(貨物用:営業用)	3,000	4輪以上のもの(貨物用:自家用)	4,000	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600	その他のもの	4,700	2輪の小型自動車		4,000	
	車種	種類	税額																																			
	原動機付自転車	総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6キロワット以下のもの	1,000																																			
		2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1,200																																			
		2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1,600																																			
		3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2,500																																			
	軽自動車	2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400																																			
		3輪のもの	3,100																																			
		4輪以上のもの(乗用:営業用)	5,500																																			
4輪以上のもの(乗用:自家用)		7,200																																				
4輪以上のもの(貨物用:営業用)		3,000																																				
4輪以上のもの(貨物用:自家用)		4,000																																				
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600																																				
	その他のもの	4,700																																				
2輪の小型自動車		4,000																																				
納期 : 有田町 5月16日~5月31日 西有田町 5月11日~5月31日																																						
課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・課税内容に問題点なし。 ・納期が異なる。 																																					
調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の課税内容については、現行のとおりとし、納期については、合併までに調整する。 																																					
具体的調整内容	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の納期は、有田町の例による。 																																					

大項目	税務	中項目	町税の状況	小項目	税制の状況
詳細項目(事業名)	都市計画税				145
現況	都市計画税				
	区分	有田町	西有田町		
	課税客体	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在する土地(山林及び農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に定められた農用地区域を除く。)及び家屋。		制度なし	
	納税義務者	固定資産の所有者			
	賦課期日	1月1日			
	税率及び免税点	税率 - 課税標準額の0.1% 免税点 - 固定資産税が免税となるもの			
	賦課徴収等	固定資産税の賦課徴収の例による 固定資産税の賦課徴収にあわせて賦課徴収する			
納期	固定資産税と同じ				
課題・問題点	・制度があるのは有田町のみ。				
調整内容	・都市計画税は、合併までに調整する。				
具体的調整内容	・都市計画税は、廃止する。				

協議第67号「農林業事業の取扱い」の参考資料

事務事業一元化調査票

[農林建設] 部会

[農政・林政] 分科会

大項目	産業	中項目	農業の状況	小項目	農作物被害防止	No.	808 809																																																		
詳細項目(事業名)		有害鳥獣対策事業				No.	808 809																																																		
有田町				西有田町																																																					
現 況	1. 目的				1. 目的																																																				
	猪等の有害鳥獣の生息範囲が拡大、農作物や農業用施設への被害が拡大傾向にあることから、駆除対策費のほか、捕獲檻や電気牧柵の導入経費について一部助成し、農家経営の安定に寄与する。				同左																																																				
	2. 内容				2. 内容																																																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・猪捕獲報償金 県基準額(5,000円/頭)の1/4を補助 ・電気牧柵 県基準額(65,000円/頭)の1/3を補助 ・捕獲檻 県基準額の1/2と購入費と基準額の差額分を補助 ・くくりわな 県基準額の1/2と購入費と基準額の差額分を補助 				<ul style="list-style-type: none"> ・猪捕獲報償金 同左 ・電気牧柵 同左 ・捕獲檻 県基準額(39,000円/頭)の1/2を補助 ・くくりわな 県基準額(20,000円/頭)の1/2を補助 																																																				
3. 事業費(16年度実績)				3. 事業費(16年度実績)																																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・猪捕獲報償金(152頭) 190,000円 ・電気牧柵 (15基) 324,990円 ・捕獲檻 実績なし ・くくりわな 実績なし ・捕獲委託費 150,000円 計 664,990円 				<ul style="list-style-type: none"> ・猪捕獲報償金(92頭) 115,000円 ・電気牧柵 (31基) 660,991円 ・捕獲檻 実績なし ・くくりわな 実績なし ・捕獲委託費 200,000円 計 975,991円 																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>県</th> <th>町</th> <th>農協</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪捕獲報奨金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>牧柵</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>捕獲檻</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>くくりわな</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					県	町	農協	受益者	猪捕獲報奨金	1/2	1/4	1/4	—	牧柵	1/3	1/3	—	1/3	捕獲檻	1/2	1/2	—	—	くくりわな	1/2	1/2	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>県</th> <th>町</th> <th>農協</th> <th>受益者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪捕獲報奨金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>牧柵</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>捕獲檻</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>くくりわな</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					県	町	農協	受益者	猪捕獲報奨金	1/2	1/4	1/4	—	牧柵	1/3	1/3	—	1/3	捕獲檻	1/2	1/2	—	—	くくりわな	1/2	1/2	—	—
	県	町	農協	受益者																																																					
猪捕獲報奨金	1/2	1/4	1/4	—																																																					
牧柵	1/3	1/3	—	1/3																																																					
捕獲檻	1/2	1/2	—	—																																																					
くくりわな	1/2	1/2	—	—																																																					
	県	町	農協	受益者																																																					
猪捕獲報奨金	1/2	1/4	1/4	—																																																					
牧柵	1/3	1/3	—	1/3																																																					
捕獲檻	1/2	1/2	—	—																																																					
くくりわな	1/2	1/2	—	—																																																					
負担割合は県の基準額とし、購入費との差額分については、町が負担。				負担割合は県の基準額とし、購入費との差額分については、受益者負担。																																																					
4. その他町単独補助				4. その他町単独補助																																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・5,000円/頭 ・16年度実績 760千円(捕獲数 152頭) 				<ul style="list-style-type: none"> ・5,000円/頭 ・16年度実績 460千円(捕獲数 92頭) 																																																					

<p>課題 ・ 問題点</p>	<p>・それぞれ補助率が異なる。 (捕獲檻及びびくりわなの購入費との差額分 有田町一町負担 西有田町一受益者負担) (捕獲委託費において5万円の差がある)</p>
<p>調整 内容</p>	<p>・有害鳥獣対策事業は、合併までに調整し、新町において定める。</p> <p>(具体的対応策) 農協、猟友会との協議が必要である。</p>
<p>具体的 調整 内容</p>	<p>・有害鳥獣対策事業における捕獲檻及びびくりわな購入費の差額分については、西有田町の例による。</p> <p>(調整方針) 捕獲委託費は現在、猟友会有田支部へそれぞれ支出しており合併後は、予算の範囲内で支出する。 電気牧柵の購入事業補助及び捕獲報奨金制度については、伊万里市、市農協及び猟友会との協議が必要である。</p>

事務事業一元化調査票

〔農林建設〕部会〔土木〕分科会

大項目	産業	中項目	農業の状況	小項目	農業・農村基盤の振興事業			
詳細項目(事業名)	土地改良事業(町単独分)				No. 852			
現況	有田町		西有田町					
			<p>西有田町農道及び農業用排水施設整備事業補助金(町単)</p> <p>1. 目的 農道等の簡易整備を希望する者で、当該農道等が国、県の補助金交付の要件等に満たず、また将来においても国、県の補助事業の見込みのない箇所 で、農作業をする上で危険な道路や住宅地の混入により生活排水の流れ込み で農業に支障がある水路、その他用排水施設において整備に急を要し、 しかも施行に当たっては、農業者自らが行なう者に対し、町は、予算の範囲 内において整備費の補助を行なうことにより農業・農村の整備と振興を図る。</p> <p>2. 要件 (1) 国、県の補助事業に係る附帯工事で国、県の補助の対象とならないもの。 (2) 前号を除く農道等の整備で、農道については、受益者2名以上、受益面 積30a以上、幅員2m以上、延長200m以内、用排水施設(ため池、頭首工 含む。)については、受益者2名以上、受益面積30a以上、延長200m以内 とする。</p> <p>(補助率) 農道等の整備に直接要する経費で請負の場合は、請負額の4分の3以内と する。直営の場合は、機械の借上料及び原材料(砂利、コンクリート、二次製 品等)の4分の3以内とする。</p> <p>3. 16年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>補助件数</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>1,500千円</td> </tr> </table>			補助件数	12件	補助金額
補助件数	12件							
補助金額	1,500千円							
課題・問題点	・西有田町のみ制度							
調整内容	・農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。							
具体的調整内容	・農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例による。							

事務事業一元化調査票

[農林建設] 部会 [土木] 分科会

大項目	産業	中項目	農業の状況	小項目	農業・農村基盤の振興事業
詳細項目(事業名)		その他土地改良振興事業(土改分担金)			No. 853
現況	土地改良事業分担金				
	事業区分		西有田町		有田町
			分担率(%)	摘要	分担率(%)
	農地農業用施設災害復旧事業	農地	50(補助残)		50(補助残)
		農業用施設	50(補助残)		0
	県単ため池災害防止事業		12.5(補助残)		事業の施行によって受ける各人の利益の度合いに応じて町長が定める。 現在、徴収は行っていない。
	さが農業農村振興整備事業				
	転作振興型区画整理・農地整備		20		
	土地利用集積型農業用施設の整備		15		
	幹線道路・用排水路の整備		15		
	棚田対策農地整備		18.35		
	棚田対策農業用施設の整備		13.75		
棚田地域等保全整備事業		6.25			
農道整備事業		25(補助残)	用地費及び立木補償費については全額地元負担		
県単水源確保緊急対策事業		10(補助残)			
課題・問題点	・有田町は農地農業用施設災害復旧事業の農地以外は分担金の徴収は行っていない。				
調整内容	・土地改良事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。				
具体的調整内容	・土地改良事業分担金は、西有田町の例による。				

事務事業一元化調査票

[農林建設] 部会 [土木] 分科会

大項目	産業	中項目	農業の状況	小項目	農業・農村基盤の振興事業	
詳細項目(事業名)	その他土地改良振興事業(県土改分担金)			No.	855	
現況	県営土地改良事業負担金に係る分担金					
	事業区分		西有田町		有田町	
			分担率(%)	摘要	分担率(%)	
	ため池等整備事業(浚渫に係る工事)		2.5		事業の施行によって受ける各人の利益の度合いに応じて町長が定める。 現在、徴収は行っていない。	
	ふるさと農道緊急整備事業		2.2			
	一般農道整備事業(田畑輪換)		6.25			
	中山間地域総合整備事業	農業生産基盤整備				用地費及び立木補償費については全額地元負担
			農道整備	3.75		
			農業用排水	3.75		
			圃場整備	5		
			農地防災	0		
		生活環境基盤				
			農業集落道	0		
			集落防災安全	0		
		用地整備	0			
		公園整備	0			
生活環境基盤(上物)						
	体験農場整備	0				
	有機堆肥供給	0				
課題・問題点	・地元分担金を徴収しているのは、西有田町のみ。					
調整内容	・県営土地改良事業負担金に係る分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。					
具体的調整内容	・県営土地改良事業負担金に係る分担金は、西有田町の例による。					

事務事業一元化調査票

[農林建設] 部会 [土木] 分科会

大項目	産業	中項目	林業の状況	小項目	林業経営の状況
詳細項目(事業名)	林業関係分担金				872
現況	事業名		西有田町	有田町	町が行う林業の災害復旧及び新設、改良、補強工事における各受益者より徴収すべき分担金の額は、町長が定める。現在、徴収は行っていない。
			賦課基準	摘要	
	林道新設改良	0/100	用地費及び立木等補償費については全額地元負担		
	林道舗装	国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額に対し 5/100			
	林業作業道新設改良・舗装	国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額に対し 30/100	用地費及び立木等補償費については全額地元負担		
	災害復旧事業 林業作業道	県の補助事業に該当した事業で復旧工事に要した額に対し 17.5/100			
	農林地崩壊防止事業 農林地	県から交付を受けた補助金の額を控除した額に対し 50/100	用地費及び立木等補償費については全額地元負担		
林地崩壊防止事業	国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額に対し 50/100	用地費及び立木等補償費については全額地元負担			
課題・問題点	・ 地元分担金を徴収しているのは、西有田町のみ。				
調整内容	・ 林業事業分担金は、西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。				
具体的調整内容	・ 林業事業分担金は、西有田町の例による。 (調整方針) 国又は県の事業(補助)が廃止になった事業については、制度を廃止する。				

協議第 6 8 号「建設関係事業の取扱い」の参考資料

事務事業一元化調査票

[農林建設] 部会 [土木] 分科会

大項目	建設	中項目	道路・橋梁の状況	小項目	道路整備状況等	
詳細項目(事業名)	町道等道路整備原材料支給制度					266
現況	有田町			西有田町		
	<p>町道を対象に、道路維持上、緊急を要する個所について、現地を確認のうえ、必要な数量の材料支給をする。</p> <p>平成16年度支給実績 478 千円</p>			<p>町道及び住民生活に密接に関係する認定外道路を対象とし、予算の範囲内で原材料の支給を行う。</p> <p>平成16年度支給実績 933千円</p>		
課題・問題点	・支給対象道路が異なる。有田町の支給対象は町道のみ、西有田町は町道と認定外道路。					
調整内容	・道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定める。					
具体的調整内容	<p>・道路整備原材料支給制度は、町道を除くすべての道路を対象に、新たな補助制度を創設する。町道の補修等は、すべて町で行う。</p> <p>(調整方針) 新たな制度は、西有田町の農道における補助金制度を基本とし、私道は対象としない。(関係受益戸数の制限等を設ける。)</p>					

事務事業一元化調査票

[農林建設] 部会 [土木] 分科会

大項目	建設	中項目	住宅対策	小項目	災害防止		
詳細項目(事業名)	急傾斜地崩壊防止(対策)事業受益者負担金					293	
現 況	有田町			西有田町			
	急傾斜地崩壊危険指定箇所	8箇所		急傾斜地崩壊危険指定箇所	なし		
	徴収条例、施行規則	なし		徴収条例、施行規則	なし		
	県営事業負担金			事業実績	なし		
	区 分	国	県	町	受益者		
	対策事業(10戸以上)	50%	40%	10%	-		
	防止事業(5戸以上)	-	50%	50%	-		
	負担金の実績(町) (千円)						
	区 分	対策事業		防止事業		合 計	
		負担金	数	負担金	数	負担金	数
H10年度	24,375	2	0	0	24,375	2	
H11年度	10,500	2	400	1	10,900	3	
H12年度	3,000	2	800	2	3,800	4	
H13年度	1,500	1	0	0	1,500	1	
H14年度	800	1	2,100	2	2,900	3	
H15年度			1,000	1	1,000	1	
H16年度			1,960	1	1,960	1	
計	40,175	8	6,260	7	46,435	15	

<p>課題 ・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有田町で事業実績があるが、受益者負担金は徴収していない。 ・急傾斜地崩壊防止（対策）事業は、主に個人財産を守るための事業であり受益者負担金は必要と思われる。
<p>調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊防止（対策）事業受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。 <p>（具体的対応策）</p> <p>受益者負担金は、各種事業における負担金との均衡が図れるよう、徴収する方向で、合併までに調整する。</p>
<p>具体的 調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊防止（対策）事業における受益者負担金は、対策事業（10戸以上）は事業費の5%とし、防止事業（5戸以上）は事業費の25%とする。 <p>（調整方針）</p> <p>人工斜面は対象とならない。また、町単独の事業実施は行わない。</p>